

| | |
|---|---------------|
| 商品名等 (電気用品名等) | ヒーター付AED保管ケース |
| <p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、寒冷な環境下においても、AED（自動体外除細動器）を動作保証温度である5℃以上に保った状態で保管するためのケースである。ケース内の温度が10℃以下になると、サーモスタットによってヒーターの電源が入り、14.5℃以上になると電源が切れる。 用途として、水分の多い電極パッドのジェルの凍結防止を目的とするものと、凍結防止を目的としないものがある。</p> <p>○構造、仕様、意匠 ケース本体は発泡ウレタン製で、ケース内の樹脂パンチング板の奥にヒーターを内蔵している。</p> <p>定格：AC100V、21W 外寸：W550×D210×H370mm 内寸：W450×D170×H330mm</p> <p>○主な使用者、販売先 官公庁、学校、企業等のAED設置者</p> | |
| <p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電極パッドの凍結防止を目的とするものは、特定電気用品のうち、電熱器具の「その他の凍結又は凝結防止用電熱器具」として、凍結防止を目的としていないものは、電気用品安全法上は非対象として、それぞれ取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、AEDを動作保証温度の状態に保つための電熱器具ではあるが、寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、AEDが正しく作動しない可能性が指摘されており、このような動作不良防止を主目的とするものと捉えることができる。そのため、電極パッドの凍結防止を目的とするものは「その他の凍結又は凝結防止用電熱器具」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。また、凍結防止を目的としていないものは、該当する電気用品が定められていないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p> | |